大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月18日 香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届者氏又名及住出の名は称び所	中央開発株式会社 丸亀市蓬莱町56番地
大模売舗名及所規小店の称び在	中央開発株式会社丸亀敷地商業施設 丸亀市蓬莱町56番地1

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

【変更前】

小売業者	\$	住所
氏名又は名称	代表者の氏名	1年791
日本トイザらス株式会 社	代表取締役 モ ニカ メルツ	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地ミューザ川崎セントラルタワー
株式会社ビッグ・エス	代表取締役 大坂 尚登	高松市多肥上町1210番地
株式会社アイエスピー コーポレーション	代表取締役 岡崎 健伍	岡山県岡山市野田4丁目14番地40号

変更 した 事項

地

【変更後】

小売	業者	住所	
氏名又は名称	代表者の氏名		
日本トイザらス株 式会社	代表取締役 タ・ハーベル	ディー	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地ミユーザ川崎セントラルタワー
コーナン商事株式 会社	代表取締役 直太郎	疋田	堺市西区鳳東町四丁401番地1
株式会社まんま母 さんのりぼん	代表取締役 直人	大嶋	丸亀市蓬莱町56番地1
株式会社ザグザグ	代表取締役	森 信	岡山県岡山市清水369番地2号
株式会社ジーユー	代表取締役 治	柚木	東京都港区赤坂9丁目7番1号ミッドタウン・タワー
株式会社セリア	代表取締役	河合	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地

	株式会社ドクターア	映治 代表取締役 佐藤 隆士	北海道札幌市中央区南3条東4丁目1 番地20		
変更 の年 月日	平成30年4月1日				
変更 する 理由	小売業者の代表者の変更及び小売業者が入居のため				

2. 届出年月日

平成30年12月28日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課 縦覧期間 平成31年1月18日から平成31年5月18日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成31年5月18日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経 営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供 する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ